

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年1月30日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法
及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24
年法律第67号）の公布による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担)

第3条 特定教育・保育施設（特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者は、法第65条の規定により市が費用を支弁する子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号（法附則第9条の規定の適用があるときは、同条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)）に規定する市が定める額の支払を利用者から受けるものとする。

2 市長は、特定保育所が法第65条の規定により市が費用を支弁する法附則第6条第1項の規定による委託費の支払に係る保育を行ったときは、同条第4項に規定する市が定める額を利用者から徴収するものとする。

3 前2項の市が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(利用者負担額の決定等)

第4条 市長は、前条の規定に基づき利用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(納期限)

第5条 利用者は、前条の規定により決定された利用者負担額を指定された期限

までに納付しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による納付の期限を延長することができる。

(利用者負担額の減額又は免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例は、施行日以後に教育又は保育を受ける利用者が負担すべき費用について適用する。

別表（第3条関係）

1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額

各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額	
階層	定義	第1子	第2子
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。）市区町村民税が非課税となる世帯及び市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	0円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円	1,500円
C	A階層を除く当該年度分市区町村民税課税世帯であって、次	当該年度分市区町村民税の	ひとり親世帯等
		15,100円	7,550円

	の区分に該当する世帯	所得割課税額 が 77,100 円 以下の世帯	ひとり親世帯 等以外の世帯	16,100 円	8,050 円
D		当該年度分市区町村民税の所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯		20,500 円	10,250 円
E		当該年度分市区町村民税の所得割課税額が 211,201 円以上の世帯		25,700 円	12,850 円

2 保育認定を受けた3歳未満の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除く当該年度分市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除く当該年度分市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	4,200円	2,100円	4,100円	2,050円
D-1	A階層を除く当該年度分市区町村民税所得割課税額24,300円未満の世帯	5,200円	2,600円	5,100円	2,550円
D-2	当該年度分市区町村民税所得割課税額24,300円以上48,600円未満の世帯	6,300円	3,150円	6,100円	3,050円
D-3	当該年度分市区町村民税所得割課税額48,600	7,300円	3,650円	7,100円	3,550円

	該当する世帯	円以上 64,700 円未満の世帯				
D-4		当該年度分市区町村民税所得割課税額 64,700 円以上 80,800 円未満の世帯	8,400 円	4,200 円	8,200 円	4,100 円
D-5		当該年度分市区町村民税所得割課税額 80,800 円以上 97,000 円未満の世帯	10,400 円	5,200 円	10,200 円	5,100 円
D-6		当該年度分市区町村民税所得割課税額 97,000 円以上 115,000 円未満の世帯	12,500 円	6,250 円	12,200 円	6,100 円
D-7		当該年度分市区町村民税所得割課税額 115,000 円以上 133,000 円未満の世帯	15,600 円	7,800 円	15,300 円	7,650 円
D-8		当該年度分市区町村民税所得割課税額 133,000 円以上 151,000 円未満の世帯	18,800 円	9,400 円	18,400 円	9,200 円
D-9		当該年度分市区町村民税所得割課税額 151,000 円以上 169,000 円未満の世帯	21,900 円	10,950 円	21,500 円	10,750 円
D-10		当該年度分市区町村民税所得割課税額 169,000 円以上 183,700 円未満の世帯	25,000 円	12,500 円	24,500 円	12,250 円
D-11		当該年度分市区町村民税所得割課税額 183,700 円以上 198,400 円未満の世帯	28,100 円	14,050 円	27,600 円	13,800 円
D-12		当該年度分市区町村民税所得割課税額 198,400 円以上 213,100 円未満の世帯	31,200 円	15,600 円	30,600 円	15,300 円

D-13	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 213,100 円以上 227,800 円未満の世帯	34,400 円	17,200 円	33,800 円	16,900 円
D-14	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 227,800 円以上 242,500 円未満の世帯	37,500 円	18,750 円	36,800 円	18,400 円
D-15	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 242,500 円以上 257,200 円未満の世帯	40,600 円	20,300 円	39,900 円	19,950 円
D-16	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 257,200 円以上 271,900 円未満の世帯	43,700 円	21,850 円	42,900 円	21,450 円
D-17	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 271,900 円以上 286,600 円未満の世帯	46,800 円	23,400 円	46,000 円	23,000 円
D-18	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 286,600 円以上 301,000 円未満の世帯	50,000 円	25,000 円	49,100 円	24,550 円
D-19	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 301,000 円以上 349,000 円未満の世帯	51,600 円	25,800 円	50,700 円	25,350 円
D-20	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 349,000 円以上 397,000 円未満の世帯	52,500 円	26,250 円	51,600 円	25,800 円
D-21	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 397,000 円以上の世帯	54,400 円	27,200 円	53,400 円	26,700 円

3 保育認定を受けた3歳以上の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除く当該年度分市区町村住民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除く当該年度分市区町村住民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	3,100円	1,550円	3,000円	1,500円
D-1	A階層を除く当該年度分市区町村住民税所得割課税額24,300円未満の世帯	4,100円	2,050円	4,000円	2,000円
D-2	当該年度分市区町村住民税課税世帯で、次の区分に該当する世帯 当該年度分市区町村住民税所得割課税額24,300円以上48,600円未満の世帯	5,100円	2,550円	5,000円	2,500円
D-3	当該年度分市区町村住民税所得割課税額48,600円以上64,700円未満の世帯	6,100円	3,050円	5,900円	2,950円
D-4	当該年度分市区町村住民税所得割課税額64,700円以上80,800円未満の世帯	8,100円	4,050円	7,900円	3,950円
D-5	当該年度分市区町村住民税所得割課税額80,800円以上97,000円未満の世帯	10,100円	5,050円	9,900円	4,950円
D-6	当該年度分市区町村住民税所得割課税額97,000円以上の世帯	12,200円	6,100円	11,900円	5,950円

	円以上 115,000 円未満 の世帯				
D-7	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 115,000 円以上 133,000 円未満の世帯	14,200 円	7,100 円	13,900 円	6,950 円
D-8	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 133,000 円以上 151,000 円未満の世帯	16,200 円	8,100 円	15,900 円	7,950 円
D-9	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 151,000 円以上 169,000 円未満の世帯	17,200 円	8,600 円	16,900 円	8,450 円
D-10	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 169,000 円以上 183,700 円未満の世帯	18,200 円	9,100 円	17,800 円	8,900 円
D-11	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 183,700 円以上 198,400 円未満の世帯	19,200 円	9,600 円	18,800 円	9,400 円
D-12	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 198,400 円以上 213,100 円未満の世帯	20,200 円	10,100 円	19,800 円	9,900 円
D-13	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 213,100 円以上 227,800 円未満の世帯	21,300 円	10,650 円	20,900 円	10,450 円
D-14	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 227,800 円以上 242,500 円未満の世帯	22,300 円	11,150 円	21,900 円	10,950 円
D-15	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 242,500 円以上 257,200 円未満の世帯	23,300 円	11,650 円	22,900 円	11,450 円

D-16	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 257,200 円以上 271,900 円未満の世帯	24,300 円	12,150 円	23,800 円	11,900 円
D-17	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 271,900 円以上 286,600 円未満の世帯	25,100 円	12,550 円	24,600 円	12,300 円
D-18	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 286,600 円以上 301,000 円未満の世帯	25,900 円	12,950 円	25,400 円	12,700 円
D-19	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 301,000 円以上 349,000 円未満の世帯	26,700 円	13,350 円	26,200 円	13,100 円
D-20	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 349,000 円以上 397,000 円未満の世帯	27,300 円	13,650 円	26,800 円	13,400 円
D-21	当該年度分市区町村民 税所得割課税額 397,000 円以上の世帯	27,300 円	13,650 円	26,800 円	13,400 円

備考

- 1 この表におけるひとり親世帯等とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療養手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯

(7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

2 この表における 3 歳未満及び 3 歳以上の年齢区分は、当該年度の初日の前日の満年齢によるものとし、年度途中の年齢区分の変更は行わない。

3 この表における均等割とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、所得割とは同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。）をいう。

4 同一世帯に属する 2 人以上の小学校就学前子どもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している支給認定子どもに係る利用者負担月額は、最も年齢が高い支給認定子どもには第 1 子の利用者負担額を、次に年齢が高い支給認定子どもには第 2 子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を 0 円とする。

(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用していること。

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園に入園していること。

(3) 学校教育法第 76 条第 2 項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。

(4) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援又は同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。

(5) 児童福祉法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に

入所していること。

- 5 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合の利用者負担額は、前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもがいる世帯にあつては、これらの者のうち最も年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第2子の利用者負担額を適用し、その他の者が支給認定子どもであるときは、利用者負担額を0円とする。